

## 会員講演会「シンガポールにおける会社の会計・税務の基礎」開催報告

開催日時：2026年2月9日（水）10：00－11：15 開催方法：オンライン（Zoom）

参加人数：103名（講師含め） アンケート結果：大変満足30%+満足65%

この度、PHOENIX ACCOUNTING SINGAPORE PTE LTD より講師をお招きし、標記テーマにて会員講演会をオンライン上で実施いたしました。当日は、合計103名の方にご視聴をいただきました。

講演会では、企業活動を円滑に進めるために不可欠な会計及び税務の知識について、会計制度と税務制度の二部構成で、ご解説をいただきました。具体的には、シンガポールの会計基準や年間のスケジュール、税務制度の特徴や法人税率など、基礎的な内容を中心に挙げていただきました。さらに、日本の税制制度との相違点やよく寄せられる質問についても触れていただきました。

講演会内で一番印象に残った内容として、「シンガポールと日本の会計制度の違い」、「電子インボイスや移転価格を含めた最近の税制制度について」「非居住者課税、居住性判定の方法」などが挙げられました。他にも参加者からは、「初歩的内容を含めて網羅的にご解説いただけたのがよかったです」「取締役会の開催場所、取締役の居住地、議長の決定に関わるルールが整理できた」「電子インボイス対応期日の確実な最新情報が知りたかった為、既存登録企業に対してはまだ未確定ということが分かって安心いたしました。」などのフィードバックもいただきました。

### 【講演会スライド（抜粋）】

主な税務調整項目

<益金不算入項目（非課税所得）>

- キャピタルゲイン
- シンガポール会社からの配当金
- シンガポールに送金されていない国外源泉所得
- シンガポールに送金された国外源泉所得のうち、所定の要件を満たした配当金、支店の事業所得、サービス所得

<損金不算入項目>

- キャピタルロス
- 減価償却費
- 車両関連費用
- 特定の相手先以外に対する寄付金
- 開業費
- 引当金・準備金
- 資本取引に関連して発生した為替差損益
- 事業に関連しない交際費
- 株主に50%以上変動がある場合の税務上の繰越欠損金
- 罰則、反則金、加算税など

PHOENIX ACCOUNTING SINGAPORE PTE LTD. All Rights Reserved 26

### 【講師の富岡氏】

